

1 審議会の結論

平成29年6月9日付けの「父の退職金金額が分かる文書」についての保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年6月20日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報開示請求却下決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件決定を取り消し、開示決定を求める。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件決定において公開しないこととされた部分は、非公開情報に該当しないため。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している本件決定の理由の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 宮崎県個人情報保護条例第15条において、開示請求できる情報は「自己を本人とする保有個人情報」とされている。死者に関する保有個人情報については原則として開示請求の対象とならず、開示請求の対象となるには当該情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報であると考えられることが必要である。請求のあった保有個人情報の対象者は、平成〇〇年3月31日に本県を定年退職した元職員（以下「対象者」という。）であり、平成〇〇年4月に退職手当の支給を受け、平成〇〇年〇〇月に死亡した。本審査請求は、対象者の相続人が、死者の退職手当額に関する情報の開示請求を却下されたことに対するものである。

イ 退職手当支給請求権は対象者が死亡する前に本県に対して行使した権利であり、対象者が指定した預金口座に退職手当が振り込まれた時点で、本県に対する退職手当支給請求権は消滅しており、請求人は相続によって退職手当支給請求権そのものを承継したとは言えず、開示請求をしようとする者自身の保有個人情報は言えない。

ウ よって、請求した保有個人情報の内容について、宮崎県個人情報保護条例第15条の要件を満たしていないため、開示請求する資格は認めら

れない。

4 実施機関の弁明書に対する審査請求人の反論要旨

審査請求人が反論書で述べている要旨は、おおむね次のとおりである。

- ア 審査請求人が対象者の財産を相続し、退職金についても相続している。亡くなった父の個人情報ではなく相続人としての審査請求人の情報開示を求めるものである。
- イ 退職金が支払われたかどうかについて確認しなければ、相続財産の範囲なのか確定できない。

5 審議の経過

当審議会は、本件審査請求について、以下のように審議を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年10月12日	諮問を受けた。
平成29年10月25日	諮問の審議を行った。
平成29年12月20日	諮問の審議を行った。

6 審議会の判断理由

(1) 個人情報保護制度について

- ア 宮崎県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の目的は、条例第1条に定めるとおり、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することとされている。
- イ 死者に関する個人情報については、死者にもプライバシーないし名誉があることから、条例における「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含むものとし、保護の対象としているところである。

(2) 開示請求権制度について

- ア 開示請求権制度は、条例の目的を果たすため、個人が自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するための制度であるため、開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。したがって、自己以外の者の情報については、たとえ配偶者や家族に関するものであっても、条例第15条第2項に定める未成年

者又は成年被後見人の法定代理人を除き、開示を請求することはできないものとされている。

イ 例外的に、宮崎県個人情報保護事務取扱要綱において、死者に関する保有個人情報が開示請求をしようとする者自身の保有個人情報と考えられる情報で、次に掲げる場合については、死者に関する保有個人情報を相続人等一定の者の本人に関する保有個人情報として取り扱うこととされている。

(ア) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報についての開示請求の場合

(イ) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての開示請求の場合

(ウ) 死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報についての開示請求の場合

(2) 本件決定の妥当性について

実施機関は開示請求権がないことを理由として却下しているが、審査請求人は、審査請求人への開示請求権を認め、全部開示することを求めているため、本件が審査請求人自身の保有個人情報に該当するかについて検討する。

ア 審査請求人は、退職金に関する情報が相続人である自身の情報である旨主張しているが、被相続人が死亡したのは平成〇〇年〇〇月であり、退職金を受領した平成〇〇年4月から10年以上が経過していることから、退職金そのものが相続財産であるとは解されない。

イ 退職手当支給請求権は既に被相続人が実施機関に行使しており、退職金を受領した時点で消滅したと認められる。

ウ よって、被相続人の退職金に関する情報は、相続した財産に関する情報とは認められず、審査請求人自身の保有個人情報に該当するとはいえない。

(3) 判断

以上により、本件請求の対象となっている個人情報について、審査請求人の開示請求権は認められない。

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。